四　介護福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　介護福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

152　法別表第一の七十一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

153　法別表第一の七十一の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

154　法別表第一の七十一の十四の項の総務省令で定める事務は、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第五条の精神保健福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

155　法別表第一の七十一の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健福祉士法第三十条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

156　法別表第一の七十一の十六の項の総務省令で定める事務は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第五条の公認心理師試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

157　法別表第一の七十一の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認心理師法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　公認心理師法第三十条（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

106　法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

［新設］